

# 日本国経済産業省と欧州委員会との水素に関する協力覚書（仮訳）

## 1. 協力覚書の当事者

- 1.1 本協力覚書（以下「本 MoC」という。）は、再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素が、ネット・ゼロ・エミッションの達成に重要な貢献をするとの共通の認識に基づき、日本国経済産業省及び欧州委員会（以下「当事者」または「両当事者」という。）の間で作成されたものである。

## 2. 背景

- 2.1 日・EU は、日・EU グリーンアライアンスに示されるとおり、2050 年までに気候中立を達成するという目標に貢献するクリーンエネルギー移行を加速することにコミットしている。
- 2.2 日・EU は、パリ協定とグラスゴー気候協定の目的を達成するための世界的な努力を強く支持する。これらに基づき、世界各国は、気候ニュートラルに向けたクリーンエネルギーへの移行にコミットすることが期待されており、再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素の世界的な拡大は、これに極めて重要な貢献をすることができる。
- 2.3 両当事者は、クリーンエネルギーへの移行及びエネルギー安全保障の強化の観点から、再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素の導入を支援する協力関係を構築することに強い共通利益を有している。
- 2.4 両当事者は、クリーンエネルギーへの移行に向けた努力を加速するために水素戦略を発表し、ミッション・イノベーション及びクリーンエネルギー大臣会合を含む水素分野での協力の好例が既に存在する。したがって、本 MoC は、日・EU における再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素開発に関する更なる協力を育成するための基礎を築くことを意図している。

## 3. 目的・範囲

- 3.1 本 MoC の目的は、再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素の持続可能で手頃な価格による製造、取引、輸送、貯蔵、流通及び使用に関する両当事者の協力を支援し、国際的にルールに基づいた透明な水素市場を促進することである。
- 3.2 本 MoC は、当事者間の協力プログラムに関する詳細な提案を策定するための枠組みを提供する。
- 3.3 両当事者は、必要に応じて、それぞれの政府、産業界及び研究機関の間の連携及び協力の推進を奨励し、促進するよう努力する。

## 4. 協力領域

- 4.1 本 MoC の下、両当事者は、水素に関する既存の日 EU 協力を歓迎し、日本及び EU の政府、産業界、研究機関、地域及び地方公共団体が、この分野において、以下を含む更なる協力を探求するよう奨励する。

- 環境条件や水資源の持続可能な利用を考慮しつつ、様々なセクターにおける再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素の導入を促進し、必要なインフラを開発・利用するための水素政策、規制、インセンティブ措置及び補助金に関する情報交換及び適切な場合の協調の検討。

- 再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素の開発、導入及び促進に関して、他のエネルギー資源に対して競争力を持たせ、特に再生可能エネルギーの導入が増加する中で、エネルギーシステム統合におけるその役割を可能にするための協力。
- 電力分野における再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素の役割に関する協力及び排出削減困難な産業・輸送用途における再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素の利用促進に関する協力。
- 再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素の国際的なサプライチェーンの構築に向けた協力。
- 各当事者が実施する再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素の研究、開発及び実証プロジェクトにおけるベストプラクティス及び教訓の共有。
- 安全で持続可能かつ安価な製造、輸送、配送、貯蔵及びインフラ運用を可能とするための、水素安全性に関する情報及びベストプラクティスの共有（水素関連機器の国際規格の開発の支援を含む）。
- 国際水素・燃料電池パートナーシップにおける協力を含む、単位水素あたりの製造及び輸送に関連する温室効果ガス排出を決定するための手法の国内及び国際的な規制及び認証基準における開発及び導入の促進。
- 開かれた市場、輸出規制の不在、水素を「再生可能エネルギー由来水素」または「低炭素水素」と認証するための標準および関連する認証に関する協力に基づく、安全でルールに基づいた再生可能及び低炭素の国際的な水素貿易の強化。
- 持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日・EUパートナーシップに沿った、クリーンエネルギー移行に伴う再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素の導入に向けた世界各国の取組みの加速を支援する観点も含めた、多国間協力イニシアティブにおける活動の合理化及びプロジェクトの発展に関する協力。
- クリーンエネルギー大臣会合水素イニシアティブを通じた、港湾及び貿易に関する協力、再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素の世界目標の策定に関する協力、並びにクリーン水素に関するミッション・イノベーション活動の下での 2030 年までに 100 の水素バレーの構築に関する協力の発展。
- 教育、スキルアップ、再教育、職業教育訓練を通じて、日本及び EU における再生可能エネルギー由来水素及び低炭素水素経済開発に必要なスキルに関する協力を発展させ、そのために教育訓練機関間の交流を促進する。

## 5. 実施体制

- 5.1 本 MoC に基づく協力は、主に定期的開催される予定の両当事者代表による専用会議、及び関連機関が開催する予定の会議又はイベント等の各種会議を通じて実施されることが見込まれている。また、専用ワークショップ、企業間イベント、パイロットプロジェクトなどの他の活動も考慮される。
- 5.2 全ての場において、水素閣僚会議、クリーンエネルギー大臣会合、ミッション・イノベーション、国際水素・燃料電池パートナーシップ等の国際フォーラムにおける他の協力との重複を避けるよう努力するものとする。

## 6. 機密保持

- 6.1 両当事者は、本 MoC に基づいて実施された共同研究の結果を含め、本 MoC に基づいて相互に提供されたデータ及び情報又は文書が、他の当事者の書面による事前の同意なく第三者に譲渡又は提供されないようにする必要がある。
- 6.2 両当事者は、本 MoC に基づいて交換されたデータ、情報又は文書を、本 MoC に定める目的以外の目的に使用してはならない。両当事者は、他方の当事者の書面による事前の同意なく、データ、情報又は文書を第三者に譲渡してはならない。

- 6.3 両当事者は、データ、情報又は文書が秘密裏に当事者によって受領された場合、又は個人のプライバシーを保護するために、本 MoC に基づき特定の情報を提供できない可能性があることを認めるものとする。
- 6.4 両当事者は、文書に表示される又は情報に関連して使用される注意書き又はセキュリティ制限が、その後の使用又は開示においても保持されることを確実にする意向である。

## 7. 相違の解決

- 7.1 本 MoC の内容の適用又は解釈に関して何らかの問題が生じた場合、両当事者は、相互協議を通じて、迅速かつ誠実に、友好的に問題を解決するよう努めるものとする。両当事者は、そのような問題を国内又は国際的な法廷又は第三者に照会して解決することはない。

## 8. 付帯事項

- 8.1 本 MoC は、国内法又は国際法に基づき、両当事者間又は第三者との関係で、拘束力のある法的又は財政的な権利又は義務を生じさせることはない。
- 8.2 本 MoC は、両当事者による個別又は共同の作業に対して資金を提供する義務を構成するものではない。
- 8.3 本 MoC に基づく協力は、その署名の日に開始されることが期待される。本 MoC は、両当事者が相互に決定するところに従って、書面により見直し及び改訂することができる。
- 8.4 本 MoC に基づく協力は、両当事者のいずれかによっていつでも終了させることができる。協力を終了しようとする当事者は、その旨を 3 か月前に書面で通知するよう努めるものとする。両当事者は、第 6.1 項及び第 6.2 項に定める事項が本 MoC の終了後も存続することを意図している。

## 署名

日本国経済産業省

欧州委員会

西村 康稔

カドリ・シムソン